

大津市週休 2 日取組工事実施要領
(営繕工事版)

令和 8 年 8 月

大津市

はじめに

■目的

大津市週休2日取組工事実施要領（営繕工事版）（以下「本実施要領」という。）は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、建設業全体で週休2日の取組が進む企業を拡大するために必要な事項を定め、建設現場の週休2日を促進することを目的とする。

■背景

建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっている。

労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要である。

■適用範囲

本実施要領は、大津市建設部建築課及び建築設備課が発注する全ての営繕工事（災害復旧工事、単価契約工事及び維持作業等を除く）とする。また、小額工事及び現地作業が1週間に満たない工事は対象外とする。

■適用基準

本実施要領は、「（営繕工事版）週休2日取組工事実施要領」（滋賀県交通まちづくり部建築課）を準用する。

運用規定

次の表の左欄に掲げる「(営繕工事版) 週休2日取組工事实施要領」(滋賀県交通まちづくり部建築課) 中同表の中欄に掲げる内容は、それぞれ同表の右欄に掲げる内容に読替えまたは追加等して運用する。

左欄	中欄	右欄
4. 対象工事	原則、建築課が発注する全ての営繕工事に適用する。	原則、建設部建築課及び建築設備課が発注する全ての営繕工事に適用する。
5. 対象工事である旨等の明示	記載例(四角囲い)中の次の内容 ～週休2日取組工事である。詳細は、「(営繕工事版) 週休2日取組工事实施要領」により行う。	～週休2日取組工事である。詳細は、「大津市週休2日取組工事实施要領(営繕工事版)」により行う。
9. 付則	<u>付則</u> 1. この要領は、平成31年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。 <u>付則(令和2年6月25日)</u> 1. この要領は、令和2年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。 <u>付則(令和2年7月15日)</u> 1. この要領は、令和2年8月1日以降の入札公告に係るものから適用する。 <u>付則(令和6年1月25日)</u> 1. この要領は、令和6年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。 <u>付則(令和6年6月26日)</u> 1. この要領は、令和6年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。 <u>付則(令和7年6月24日)</u> 1. この要領は、令和7年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。 <u>付則(令和8年4月1日 組織再編に伴う部名称の修正)</u> 1. この要領は、令和8年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。 <u>付則(令和8年6月22日)</u> 1. この要領は、令和8年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。	<u>付則</u> 1. この要領は、令和6年8月1日以降に設計完了した工事から適用する。 <u>付則(令和7年8月5日)</u> 1. この要領は、令和7年8月25日以降の設計完了した工事から適用する。 <u>付則(令和8年7月28日)</u> 1. この要領は、令和8年8月3日以降の設計完了した工事から適用する。

